

仕 様 書

1. 件 名

豊中市食品ロス削減推進計画策定支援業務

2. 目 的

食品ロスの問題は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、国際的にも重要な課題となっている。

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行された。

本市でも、食品ロス削減の取組みは「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第 4 次豊中市ごみ減量計画」において優先的な取組みとして位置づけ、食べ物を大切にする活動を市域で展開している。

本市の食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「豊中市食品ロス削減推進計画」を令和 3 年度（2021 年度）に策定することとしている。

本事業は、「大阪府食品ロス削減推進計画」及び「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の内容等を踏まえるとともに、本市における食品ロスの実態を分析し、これまでの本市の食品ロス削減の取組みに加え、食品ロス削減のための必要な施策等を検討し、「豊中市食品ロス削減推進計画」を策定することを目的としている。

3. 委 託 期 間

契約締結日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

4. 業 務 内 容

（1）本市における食品ロスの実態の分析及び具体的な施策の検討

- ・令和元年度（2019 年度）に実施した家庭系ごみ排出実態調査から食品ロス実態分析及び具体的な施策の検討
- ・令和 2 年度（2020 年度）に実施した事業系ごみ排出実態調査から食品ロス実態分析及び具体的な施策の検討

（2）豊中市廃棄物減量等推進審議会の参加及び関連資料等の作成

（3）パブリックコメントに係る取りまとめ等の支援

（4）豊中市食品ロス削減推進計画及び概要版の作成

※「豊中市食品ロス削減推進計画」については、「第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画 第 3 部 豊中市食品ロス削減推進計画」として策定

5. 業務体制

総括責任者を1名、その他の担当者を1名以上配置すること。

6. 調査・検討の留意点

下記に掲げる基本的視点に留意すること。

- (1) 「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第4次豊中市ごみ減量計画」の考え方を基本とし、「大阪府食品ロス削減推進計画」の内容を踏まえて検討を進めること。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減推進計画を実施するための手法や手順を検討するとともに、施策への市民参加・参画のあり方を検討すること。
- (3) 環境マネジメントシステム及びPDC Aサイクルによる計画の進行管理の考え方に留意し、施策の取り組み状況の点検、評価の内容をふまえた検討を進めること。

7. 納品

成果品として下記の資料を提出すること。

- (1) 豊中市食品ロス削減推進計画
 - ・印刷原本 A4 版データ、製本 10 部
- (2) 豊中市食品ロス削減推進計画概要版
 - ・印刷原本 A3 版（1 枚程度）データ、製本 10 部
- (3) 出前講座用パワーポイント
 - ・計画の概要をまとめ、15 分程度で説明できるもの。
- (4) 業務実施に関する関連資料

なお、上記（1）及び（2）については、Microsoft Windows Office（XP 以上）・odf 型式・PDF 等（印刷用版下原稿として使用可能なこと）を用いたパソコンにより入力可能な方法で整備し、指定した部数の紙資料とデータ（CD-ROM）で納品すること。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は両者の協議により決定する。
- (2) 本業務履行のために必要な資料は貸与するが、業務終了後、速やかに返却するものとする。
- (3) 業務の進捗状況について、適宜報告を行うこととする。

9. スケジュール

別紙のとおり

以 上